

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 月 日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「，教育委員会学校教育室長」を「，教育委員会学校教育課長」に改める。

附 則

この訓令は，平成20年8月1日から施行する。